

高松市監査委員告示第 3 2 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 1 0 月 1 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R5	R5.6.30	第15号	指摘	港湾施設の使用許可等について	P7	都市整備局	河港課	R7.8.25
2	R6	R6.11.29	第33号	意見	業務委託に係る指名業者の選定について	P11	健康福祉局	こども保育 教育課	R7.9.2
3	R7	R7.6.30	第24号	意見【重点】	郵便切手類の管理について	P6	創造都市推進局		R7.8.26

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「令和7年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》令和7年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和7年度の重点取組事項

（2）郵便切手類の管理等について

高松市物品会計規則の規定では、郵便切手類は特に厳重に保管しなければならず、受払票により整理するとともに、受払月報を作成し、会計管理者に提出しなければならないとされている。

また、令和6年10月1日から郵便料金が増加されたことに伴い、差額分の郵便切手を追加購入する必要があるものとする。

そこで、郵便切手類の保管及び在庫管理、受払の事務などが適正に行われているのかという観点から、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／都市整備局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第15号	告 示 日	令和5年6月30日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	港湾施設の使用許可等について		
指 摘 の 内 容	本市が管理する港湾施設を使用しようとする者からの、使用許可申請及び使用料の納付については、高松市港湾管理条例に基づき、適正に事務処理するとともに、港湾施設の使用状況について適宜確認するなど、適正に財産管理されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年8月25日
所 管 課 等	都市整備局 河港課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る港湾施設の使用許可等については、令和6年度の更新から、更新手続の案内時期を前倒しし、前年度の3月中旬までに更新手続を行うよう指導したほか、7年4月1日に高松市港湾管理条例を一部改正し、使用開始日が年度当初等の場合は、使用料を後納できることとした。 また、6年度から、港湾施設使用状況調査を、四半期に1回実施し、港湾の無許可使用の防止と適正な管理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／健康福祉局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	令和6年11月29日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	業務委託に係る指名業者の選定について		
意 見 の 内 容	見積徴取の実施に当たっては、指名した複数業者が長期間において、継続的に参加を辞退している現状を踏まえ、辞退の理由を調査するなど、安易に前例踏襲による選定を行うことなく、適正な競争性や公平性が確保されるよう、指名業者の見直しを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P11		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年9月2日
所 管 課 等	健康福祉局 こども保育教育課
措 置 結 果	本件意見に係る塩江こども園プールろ過機点検業務委託の指名業者の選定については、適正な競争性や公平性が確保されるよう、令和7年3月に、入札参加資格者名簿登録業者（その他の建築設備の保守点検）のうち、市内企業及び準市内企業全ての業者に、当該業務の見積徴取への参加が可能であるのかの調査を実施し、7年度からは、参加可能と回答があった業者を指名業者として、見積徴取を実施した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和7年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第24号	告 示 日	令和7年6月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	郵便切手類の管理について		
意 見 の 内 容	郵便切手類については、高松市物品会計規則に定められた受払票の様式により整理するなど、管理方法の見直しを検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P6		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年8月26日
所 管 課 等	創造都市推進局
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、局内各課において、令和5年4月1日の高松市物品会計規則の一部改正により定められた受払票の様式により整理し、管理方法を見直した。 また、7年7月30日付けで、局内所属長に対し、今後においても、郵便切手類の管理について、同規則や庁内電子掲示板の掲載内容に則ったものとなっているか、定期的に確認を行うよう周知した。